

千葉県地域福祉支援計画の中間見直しに関する御意見と県の考え方

計画の中間見直しに当たって、県内市町村等へ意見照会と「ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）」による県民の皆様への意見募集を行い、御意見をいただきました。

1 市町村等への意見照会結果

照会先：各市町村、社会福祉審議会委員、県社会福祉協議会
意見提出状況：3団体、1名 計6件

2 パブリックコメントの実施結果

期間：平成30年2月8日から同月28日まで（21日間）
意見提出状況：3名 計15件

千葉県地域福祉支援計画の中間見直しに関する御意見と県の考え方

1 市町村等への意見照会結果

No	該当施策等	ページ	意見	対応
1	第4章 推進体制 (4) 社会福祉法人・社会福祉施設	60	県社協について、「(9) 広域・県域の福祉系組織」ではなく「(2) 社会福祉協議会」に移し、位置づけ、役割についても以下のように記載してはどうか。 ○千葉県社会福祉協議会は、社会福祉法第110条第1項により、県域の地域福祉を推進する団体として、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、千葉県の地域福祉推進に極めて重要な役割を果たしています。	御意見を踏まえ、「(2) 社会福祉協議会」に以下のように追記します。 ○ そのような中、社会福祉法第110条第1項により、広域的な見地から地域福祉を推進する団体として位置づけられている千葉県社会福祉協議会（県社協）は、県内の幅広い関係者との連携と協働のもとに、様々な福祉課題の解決と福祉人材の確保・育成などに取り組んでおり、県全体の地域福祉推進のために重要な役割を果たすことが期待されます。
2	(9) 広域・県域の福祉系組織	63	「(9) 広域・県域の福祉系組織」に、県域の福祉関係団体・職能団体等として、専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進めている、県域の当事者組織や職能団体（千葉県社会福祉士会など）を追加してはどうか。	御意見を踏まえ、「(9) 広域・県域の福祉系組織」に以下のように下線部を追記・修正します。 ○ 市町村区域を越えた広域、県域での福祉活動を支援する組織には、県社協のほか、例えば千葉県民生委員・児童委員協議会（県民児協）、千葉県社会福祉士会等様々な団体があり、各種研修などを通じた専門職の育成や広域的なネットワークづくりを進めてきました。
3	第5章 地域・市町村を支援するための施策 I. 互いに支え合う地域コミュニティの再生	65	地域福祉計画の策定への市町村支援について、「情報提供」だけでなく「計画策定アドバイザー派遣等」を加えてほしい。地域共生社会実現に向け、対象者を限定しない地域包括ケア推進体制の深化を図るためには、専門的な立場からの助言が必要と思われる。2020年代初頭の全面展開までに、多くの市町村で計画の策定・見直しが行われることから、専門的有識者（アドバイザー）の派遣を要望したい。	県では、市町村地域福祉計画は、今後、各市町村が地域共生社会の実現を推進していくための指針として重要な役割を果たすものと認識しています。 そのため、第3章Ⅲ「市町村と県の役割」において、市町村は地域福祉計画を策定・推進し、県はそれを支援すると位置付けました。 また、第5章I1「市町村が行う地域福祉施策への支援」では、県は市町村地域福祉計画の策定を支援していくとして、地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する情報提供等を行うとしたところです。 情報提供の内容や方法については様々なものが考えられますが、各市町村の実情や支援要請に応じて、柔軟に対応していきたいと考えます。 なお、計画策定の支援ではありませんが、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築推進のため、市町村における在宅医療・介護連携や生活支援体制整備など、関連施策の進捗状況を把握し課題を分析した上で、医療・介護等の専門家によるアドバイザーチームを派遣する事業の実施を予定しています。
4		74	「中核地域生活支援センターによる地域の総合コーディネート」として「中核地域生活支援センター事業を通じ、行政をはじめとする公的機関、～、互いのネットワークの強化を図ります」とあるが、「行政をはじめとする公的機関」は、具体的に「県内市町村」といった用語を用いる方がわかりやすいのではないか。	御指摘のとおり、「行政をはじめとする公的機関」は、県内すべての市町村を含むものです。わかりやすくするため、「市町村をはじめとする公的機関」に修正します。

No	該当施策等	ページ	意見	対応
5	Ⅱ．生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成	79	老人クラブについて、高齢者保健福祉計画では「老人クラブとその会員数は減少傾向にあり」と表記されており、地域福祉支援計画でもそのように記載してはどうか。	御指摘のとおりですので、「老人クラブとその会員数は減少傾向にある」等の記述を加えます。
6	Ⅳ．支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	100 ほか	以下の指標の数字に千葉市が含まれていないのではないかと。千葉市を含めた数字とすべきと考えるが、困難であれば少なくとも「千葉市分を含まず」という注記を加えるべき。 「自立相談支援機関における自立相談支援員養成研修の受講率」「日常生活自立支援事業利用者数」「ひきこもり地域支援センターの相談見込み件数」「福祉施設利用者の一般就労への移行者数」	御指摘のとおり、「福祉施設利用者の一般就労への移行者数」を除いた3つの指標については千葉市分が含まれていないため、その旨の注記を加えます。

2 パブリックコメントの実施結果

No	該当施策等	ページ	意見	対応
1	第5章 地域・市町村を支援するための施策 Ⅰ．互いに支え合う地域コミュニティの再生	65	私の地元の市町村では、2年かけて地域福祉計画の策定作業を進めています。 近隣市町村で計画策定に着手はしていませんが、全く、別の審議・協議機関で医療・介護・福祉を総合的に施策を展開できる仕組みが必要ではないかという話があったと伺っています。 原則、市町村単位ではありますが、圏域の地域事情で複数の市町村で地域福祉計画が策定ができるよう、検討事項に加えていただきたい。 あわせて、県として、市町村が地域福祉計画策定についての支援バックアップがどのようなものなのか明確にしていきたい。	市町村による地域福祉計画の策定への県の支援については、第5章 I 1 「市町村が行う地域福祉施策への支援」に記載のとおりです。 現行法上、地域福祉計画は各市町村が定めることとされていますが、施策によっては、地域の実情により広域的な展開が有効な場合も考えられますので、市町村から支援要請があった場合には、広域的に共通して取り組む事項として各市町村の地域福祉計画に位置付けされるよう、関係市町村の協議の場を設けるなどして、県として助言してまいります。
2		69	障害者総合支援法の施行で、身体・知的・精神の3障害が横並びになったにもかかわらず、精神障害に特化した会が、総合支援協議会の中に設けられている地域がありますが、時代遅れです。関係者ばかりで固まらず、いろいろな人達と同じテーブルで議論しなければ、精神保健福祉は発展しません。精神障害に特化した会を廃止するよう、是非、第三次千葉県地域福祉支援計画で定めていただきたいです。	障害者総合支援法は、障害福祉サービスの提供等に関して3障害を分けることなく行うこととしております。また、同法第89条の3で障害者等の支援のため、関係機関等で構成する協議会を設置するよう努めなければならないこととなっています。協議会の中に精神障害に特化した会が設けられることについては、千葉県においては「精神障害者地域移行推進部会」を設け施策の検討、推進をしています。精神障害のある人の支援については、精神科医療との連携が必須であり、精神障害に特化した会を設置し、支援のあり方を検討することは必要と考えています。
3	Ⅱ．生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成	75	福祉教育の中で、是非、精神障害について、取り上げていただきたいです。誰にでも精神障害者になる可能性はあるのですから、もし、自分が精神疾患に罹患したら、どう対処したらいいかを学ぶ、メンタルヘルスリテラシー教育も併せて行っていただきたいと強く感じます。	福祉教育に関する御意見については、今後の参考にさせていただきます。 なお、千葉県精神保健福祉センターや、健康保健センター（保健所）では、精神保健福祉相談や、普及啓発等を行っています。

No	該当施策等	ページ	意見	対応
4	Ⅱ. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成	76	福祉系大学の教授の中には、例えば、「聴覚障害は特殊過ぎる。」等と、障害者差別的な発言で研究テーマを変更させ、福祉の道を志している、未来ある若者を潰すような指導しかできない人もいます。福祉人材の養成は喫緊の課題ですが、その前に指導者の資質をチェックする機能を設け、その評価の低い人には研修を受けさせる必要があります。また、福祉人材の養成を私学ばかりに頼らず、国公立大学も積極的に、福祉人材の養成課程を設けるべきです。	県では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定し、障害のある人への理解促進に努めております。今後も当条例と障害者差別解消法を併せた周知・啓発を進めて参ります。
5	Ⅲ. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化	89	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するよう、国から県へ、更に市町村へと通達がなされているようですが、あまりにも唐突です。既存のネットワークで十分対応できる地域まで、このシステムを新たに構築しなければならないのでしょうか？当事者は大変困惑しています。このようなシステムを構築しなければならない理由がわかりません。	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は既存のネットワークに加え、地域住民の理解を得ることにより、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現を目指すために実施することとしています。
6		89	精神障害者の地域移行を考える際、精神科病院からの退院ばかりに重点を置く傾向がありますが、当事者本人の意思に反した入院や必要以上に長期の入院ならともかく、地域生活に疲れた時の短期のメンテナンス入院までいけないと言うのは間違いです。日本は、精神科病院をなくしたイタリアとは違います。当事者本人が地域生活を送るのが辛く、自ら入院を希望しても、断固として入院を拒否されるケースもありますが、それは「こんなに重症でも、地域で生活できる」と、医療スタッフが自分の実績を強調するためだと思えません。退院促進より、入院促進すべき時もあります。専門家なら、苦しんでいる当事者にもっと向き合って欲しいです。	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害のある人が安心して地域で暮らせる環境を整備するものであり、地域で抱える課題やニーズを、地域全体で対応していく取り組みを推進するものです。
7	Ⅳ. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	97	障害者、高齢者等個々への取り組みについては、良いと思います。しかしながら、複数の問題を抱えた家族はそれぞれの担当課を回らないといけなため、最初に一括して相談とそれぞれの問題点の整理をしてくれる機関があると良いと思いました。私がイメージしているのは、船橋市にある「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるです。私の家族構成は、障害者1名、高齢者1名、ニート及び引きこもりに該当するもの1名、その他1名です。私がどれに当たるかは差し控えますが、上記の窓口に行って、少しずつですが、今後の見通しが立ってきたところです。千葉県民が利用しやすいように、相談窓口は1か所ではなく県健康福祉センター（保健所）など、複数のところにあると良いなと思いました。また、その場合、千葉市、船橋市、柏市に居住する県民はどこが相談窓口になるのかも考えていただけたらと思います。	<p>県では、県内の13の健康福祉センターの所管区域に1か所ずつ、子ども、障害のある人、高齢者などの対象者の別にとらわれず、また、世帯全体の複合的な問題にも応じる福祉の総合相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を設置して、県民の皆様の相談に応じています。</p> <p>なお、政令市及び中核市である千葉市、船橋市及び柏市については、県が所管する健康福祉センターの区域外であるため、中核地域生活支援センターは設置されておらず、各市の独自事業が展開されています。</p> <p>現在、県の中核地域生活支援センターと同様の相談窓口として、船橋市では「さーくる」（保健と福祉の総合相談窓口）、柏市では「あいネット」（柏市地域生活支援センター）が各市の事業として設置されています。</p> <p>第3章Ⅲ「市町村と県の役割」に記載のとおり、県では、地域住民の方に一番身近な市町村が、それぞれ福祉の総合相談窓口を設置することが望ましいと考えており、中核地域生活支援センターの機能の普及を各市町村に働きかけているところです。</p>

No	該当施策等	ページ	意見	対応
8	IV. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化	97	相談体制について、案としては中核地域生活支援センターが軸になっているようですが、福祉や介護、医療において、制度ごとにより複雑かつ重複した相談体制になっているように見受けられます。 野田市での事件をふまえ、また、私自身、親類に認知症と向き合っている生活している方で思いましたが、簡素でワンストップの相談体制を整備をしていただくことを希望します。	県では、県内の13の健康福祉センターの所管区域に1か所ずつ、子ども、障害のある人、高齢者などの対象者の別にとらわれず、また、世帯全体の複合的な問題にも応じる福祉の総合相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を設置して、県民の皆様の相談に応じています。 第3章Ⅲ「市町村と県の役割」に記載のとおり、県では、地域住民の方に一番身近な市町村が、それぞれ福祉の総合相談窓口を設置することが望ましいと考えており、中核地域生活支援センターの機能の普及を各市町村に働きかけているところです。
9		97	千葉県では障害者差別解消法に先駆けて、障害者差別禁止条例が施行されましたが、広域専門指導員の居場所はわかっても、各分野の専門性を有している、地域相談員の居場所がわからず、困ることがあります。地域相談員の氏名を公表できないなら、地域相談員にナンバリングし、その上で、性別や専門分野・取得資格・経歴等を記した一覧表を作成して、市町村役場や健康福祉センター等に置いて欲しいです。そして、地域相談員に相談したいと連絡が入ったら、その一覧表を閲覧してもらい、「誰に相談したいか、選んで欲しい。」と、伝えていただきたいです。相談したいと申し出のあった地域相談員のみ、連絡先を教えるのです。せっかくの制度が活用されないようでは、宝の持ち腐れです。	地域相談員につきましては、健康福祉センター窓口で案内するほか、市町村が発行する福祉のしおり等への掲載を依頼しているところですが、引き続き、地域相談員の周知に努めてまいります。
10		104	障害者虐待防止法では、医療機関内での障害者虐待は、対象外となっています。ですが、現実問題として、精神科病院内ではスタッフが患者に暴力を振るう事件が多発し、その他の医療機関でも、暴言という心理的虐待や、障害年金の診断書を書かないという経済的虐待や、性暴力等のドクハラが後を絶ちません。国が障害者虐待防止法を改正しないのなら、まずは千葉県で医療機関内での障害者虐待に対する条例を制定し、ボトムアップで国を動かすことはできないでしょうか？障害者差別解消法に先駆けて、障害者差別禁止条例を制定した千葉県なら、できるはずですが。苦しんでいる当事者や家族はたくさんいます。	医療機関での障害者虐待が発生した場合、厚生労働省の手引きでは、「通報・届出の内容を聞き取り、虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや必要に応じて市町村が対応することが求められる」とされており、当課でも通報・届出を受けた場合、医療関係部局等と連携し、対応しているところです。障害者虐待は、重大な権利侵害であることに鑑み、引き続き虐待防止に向け、医療関係部局等と連携し対応してまいります。また、虐待に関する相談窓口についても周知・啓発を推進してまいります。
11		108	障害者の就労を促進することは大事ですが、就労している当事者にも悩みはあります。しかし、その悩みを日中活動の場へ行って話すと、他の当事者から、「仕事できていいね。」と次の言葉を遮られ、全然解決策を探ることができません。同じ当事者でも、これから就労を目指す人と、すでに就労している人では、ニーズが違います。就労している当事者のためのアフターケアセンターを是非設けて欲しいです。	障害のある人の意思を尊重した働き方を実現するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の充実や相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関係機関と連携し、適時アセスメントができる体制の充実を図ります。

No	該当施策等	ページ	意見	対応
12	その他		ネット環境が整っていない福祉当事者に配慮した意見募集としてほしい	今回の意見募集については、資料を健康福祉センターにおいて配架するなどの配慮をいたしました。御意見は今後の参考にさせていただきます。
13			この計画、策定作業の組織、意見募集について、周知・認知度が十分とはいえません。本来、伺うべき福祉当事者の意見が集まるよう、周知の方法を多様的にお願いします。具体的には報道を通じた周知です。	計画見直しに当たっては、公開会議である策定・推進協議会を開催するとともに、今回の意見募集についても報道発表をしたところです。
14			千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会にも、是非障害当事者の委員を入れていただきたいと強く感じます。千葉県庁内には様々な会議がありますが、いくつか委員を兼任している方も多く、新しい人材を探す努力をしていないのではないかと感じられる時もあります。委員の兼任の制限や委員の任期の上限を定め、いろいろな県民が入り代わり立ち代わりで県政に関われるようにしていただきたいです。それこそ、開かれた県政です。	県の附属機関の委員に関する指針を参考に、委員の在任期間、兼務する会議の数に配慮しながら、委員を選任しているところですが、御意見は今後の参考にさせていただきます。
15			連日、報じられています野田市での事件をふまえ、行政と関係団体、そして当事者が施策推進のために、連携がしっかりできるよう、上位計画としてその点を明確にさせていただくこと。加えて、地域福祉活動計画とのかねあいなどについて、明確にさせていただくこと。	本計画は、県における地域福祉推進の基本方針であること、地域共生社会の実現を目指し、住民、団体、企業、行政など様々な主体が協力して支え合うことなどを記載しています。 地域福祉活動計画については、第3章Ⅲ1「市町村の役割」において、市町村は関係機関や住民の取組を支援していくとし、第5章Ⅰ1「市町村が行う地域福祉施策への支援」において、県は市町村地域福祉計画の策定を支援していくとしています。 県では、地域福祉活動計画は、民間における地域福祉の推進方策であり、市町村地域福祉計画と密接に連携することが望ましいと考えており、市町村地域福祉計画の策定支援に当たっては、千葉県社会福祉協議会など民間団体と連携し、地域福祉活動計画との一体的な策定に努めるよう、助言しています。